平成２９年（フ）第２３９９号
札幌市西区発寒５条３丁目９番20号　コーポ中央第１－Ｄ号
債務者　津田　幹也
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪瀬健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５７号
長崎県佐世保市白木町157番地、前住所長崎県佐世保市天神町1769番地49
債務者　祝原　好枝
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬渡　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
熊本県玉名市中1350番地１
債務者　坂本　貴司
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村惠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第２４０号
金沢市大額３丁目126番地２、従前の住所金沢市八日市５丁目585番地
債務者　小高　友幸
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　明士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６８号
沖縄県浦添市牧港５丁目３番９－801号　ティアレ牧港ファインビュー
債務者　玉城　　宏
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古謝　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１号
三重県伊勢市上地町2264番地　中田アパート10号室
債務者　米山　光倫
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第５８０号
相模原市南区新戸2103番地５　オークヒルズ相武台304
債務者　小澤　邦彦
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２１０９号
名古屋市西区栄生２丁目16番23号　グランレジーナ203号、従前の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字伊勢帰306番地
債務者　遠藤　武史
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸岩　龍弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１２０号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原3637番地の３
債務者　國枝さおり
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第４３４号
愛知県刈谷市板倉町３丁目15番地14
債務者　目黒　沢子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
山口県宇部市大字妻崎開作641番地４
債務者　中山　敦雄
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４８０号
相模原市南区相武台２丁目15番27号　ミュゲ305
債務者　小沢　稔和
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１５号
相模原市緑区西橋本１－21－４－Ａ205、住民票上の住所東京都西東京市西原町３丁目７番Ｆ－410号
債務者　中西翔太郎
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５２５号
相模原市南区相模台１丁目15番３号　コーポカルミア201号、申立時の住所相模原市南区相模台１丁目15番３号　コーポカルミア103号
債務者　片野　稔宏
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５２６号
相模原市中央区相模原６丁目16番20号　ホワイトヴィラ相模原402
債務者　河野　　勇
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５３０号
相模原市中央区相模原３丁目３番６号　ＡＱＵＡ202号室
債務者　二条　貴則
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部